

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	0 円
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) ・当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額の <u>50%を上限とする</u>) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) ・当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額の <u>50%を上限とする</u>) ・手数料負担者は、求人者 とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 ・当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額の <u>50%を上限とする</u>) ・手数料負担者は、求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 <u>1,000 万円を上限とする</u> 活動費 1 日あたり <u>5 万円を上限とする</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) ・当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額の <u>50%を上限とする</u>) (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) ・当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額の <u>50%を上限とする</u>) ・手数料負担者は、求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

株式会社ウエストーンキャリア

東京都中央区日本橋茅場町一丁目 12 番 8 号茅場町 SD ビル 7 階